

## 東大和市がん患者等アピランスケア用品購入等費用助成金交付事業 Q&A

質問	回答
数年前に乳がんの手術を受けましたが、助成対象になりますか。	手術をした時期は問いません。購入またはレンタルを開始した日の翌日から1年以内に申請をしてください。
購入にかかった送料や手数料は対象になりますか。	対象品本体にかかる経費（消費税含む）のみが対象となります。クーポン等による割引額や、ポイント支払分も助成対象外です。
インターネットで購入したので領収書がありません。	インターネット上で領収書が発行される場合もありますので、確認してください。 ※領収書が発行されない場合は、以下のものをすべてご用意ください。 ①購入またはレンタルを開始した日が記載されている納品書（購入者名が明記されているもの） ②購入またはレンタルの金額の内訳 ③購入またはレンタル元の名称及び所在地が確認できるもの ④支払いが分かるクレジットカードの請求明細書等
がんの治療を証明する書類がなかったため病院から診断書をもらうのに、文書料を支払いました。この費用は助成対象ですか。	診断書に係る費用は助成対象外です。
医師に治療の証明をしてもらうにあたって、指定の様式はありますか。	指定の様式はございません。 「医師の意見書」の様式を市ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしてご使用ください。 診療明細書や治療方針計画書など、すでにお持ちの書類で治療の証明内容の記載があれば、「医師の意見書」をご提出いただく必要はありません。
診断書の日付は1年以上前でもよいですか。	診断書の日付は1年以上前でも構いません。
物品を複数購入しました。どのように申請すればよいですか。	複数の対象品について、合算して申請することができますが、上限は5万円です。合算する領収書はすべてご提出ください。
異なるがんになった場合や再発の場合には再度申請できますか。	再度申請できます。ただし、1人当たりの申請できる回数は生涯で2回までです。 以前に東京都の他自治体で同じような助成を1回受けている場合は、東大和市では1回しか申請できません。
個人売買で購入しました。対象になりますか。	対象になりません。 インターネットオークションやフリマアプリ等、個人間で売買される物は助成対象外です。
対象者本人が申請しなければならぬのでしょうか。	原則本人が申請してください。体調面での理由等でご本人の申請が難しい場合は、代理での申請が可能です。ただし、その場合は委任状をご提出ください。

申請の年齢制限はありますか。	ありません。 ただし、未成年（18歳未満）が対象者である場合は、親権者が申請してください。
最近東大和市に転入してきましたが、前に住んでいた都内〇〇区で令和6年9月に同じようなウィッグの助成を受けました。これから新しくウィッグを購入した場合、東大和市に申請できますか。	申請できます。なお、令和5年4月以降に東京都内の自治体で同じような助成を受けた場合は1回と数えますので、東大和市では1回しか申請はできません。
エピテーゼとはなんですか。	身体の一部の欠損にともなう外見の変化を補うために、医療用具として体表に装着する装具です。補装具費支給制度など他の制度で給付を受けられる場合、この助成の対象外です。
乳房再建の手術をしました。この人工乳房は対象になりますか。	手術は対象になりません。 人工乳房は補整パッドとして購入した商品が対象になります。
ウィッグスタンド、ブラシ、専用シャンプーなどの付属品やケア用品は対象になりますか。	対象になりません。
ウィッグのズレ防止のためにネットではなく、クリップを購入したのですが、ウィッグとセットで申請できますか。	ウィッグを申請する場合に、クリップも対象になります。
弾性着衣は腕用、足用などがありますが、なんでも対象となりますか。	部位は問いませんが、原則として、30mmHg以上が対象となります。ただし、ご加入の健康保険に療養費の申請ができる場合は対象外となります。
AGA（男性型脱毛症）またはFAGA（女性型脱毛症）は対象になりますか。	対象になりません。